

表 1 廃棄物等の受入基準

種類	受入基準	
共通受入基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別管理廃棄物に該当しないもの。</li> <li>2. 引火性、発火性、爆発性、発熱、火気・熱気を帯びていないもの、及び有毒ガスの発生等のないもの。</li> <li>3. 発色性、発泡性、油膜の発生等のないもの。</li> <li>4. 腐敗性でないもの、及び腐敗性のもの(紙を含む)が混入又は付着していないこと。</li> <li>5. 浸出液のpHが著しく高くないこと、又は著しく低くないこと。</li> <li>6. 著しい臭気がないこと。</li> <li>7. 搬入及び埋立に当たって取扱いが困難でないもの。</li> <li>8. 著しい飛散性を有しないこと。ただし、散水、梱包及び溶融などの飛散防止措置を行ったものを除く。</li> <li>9. 合成樹脂を発泡させたもの(ウレタンフォーム、発泡スチロール等)を含まないこと。</li> <li>10. 石膏ボードを含まないこと。</li> <li>11. アスファルトを含まないこと。</li> <li>12. 石綿含有廃棄物を含まないこと。</li> <li>13. 蛍光灯・水銀灯(破片を含む)・プリント基板を含まないこと。</li> <li>14. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の諸規定に適合するとともに環境保全上支障のないもの。</li> </ol>	
個別受入基準	燃え殻	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 廃棄物処理法施行令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に規定する施設若しくはダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条に規定する廃棄物焼却炉又は大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生する燃え殻であること。</li> <li>2. 当財団の判定基準値以下であること。</li> <li>3. 熱しゃく減量が10%以下であること。</li> </ol>
	無機性汚泥	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当財団の判定基準値以下であること。</li> <li>2. 有機性のものでないこと。</li> <li>3. 熱しゃく減量が15%以下であること。</li> <li>4. 含水率が85%以下であること。</li> <li>5. メッキ廃液を処理したものでないこと。</li> </ol>
	廃プラスチック類 (自動車等破砕物) の溶融固化物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当財団の判定基準値以下であること。</li> <li>2. 中空の状態でないこと。</li> <li>3. 最大径がおおむね15cm以下であること。</li> <li>4. 直ち(1分以内)に海面下に沈むこと。</li> </ol>
	廃プラスチック類 (自動車等破砕物)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当財団の判定基準値以下であること。</li> <li>2. 中空の状態でないこと。</li> <li>3. 最大径がおおむね15cm以下であること。</li> </ol>
	鋳さい	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当財団の判定基準値以下であること。</li> <li>2. アルミ鋳さいでないこと。</li> <li>3. 最大径がおおむね50cm以下であること。</li> </ol>
	ダスト類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設、又は汚泥などの産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであること。</li> <li>2. 当財団の判定基準値以下であること。</li> <li>3. 含水率が85%以下であること。</li> </ol>
	第13号廃棄物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当財団の判定基準値以下であること。</li> <li>2. 最大径がおおむね50cm以下であること。</li> </ol>

個別受入基準	ゴムくず	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中空の状態でないこと。</li> <li>2. 最大径がおおむね 15cm以下であること。</li> </ol>
	廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く)の溶融固化物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当財団の判定基準値以下であること。</li> <li>2. 中空の状態でないこと。</li> <li>3. 最大径がおおむね 15cm以下であること。</li> <li>4. 直ち(1分以内)に海面下に沈むこと。</li> </ol>
	廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中空の状態でないこと。</li> <li>2. 最大径がおおむね 15cm以下であること。</li> </ol>
	金属くず	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. リサイクルが困難なものであること。</li> <li>2. 中空の状態でないこと。</li> <li>3. 最大径がおおむね 50cm以下であること。</li> <li>4. 粉状でないこと。</li> </ol>
	がれき類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. リサイクルが困難なものであること。</li> <li>2. 中空の状態でないこと。</li> </ol>
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	<ol style="list-style-type: none"> <li>3. 最大径がおおむね 50cm以下であること。</li> <li>4. 腐敗性のものが混入又は付着していないこと。</li> <li>5. 熱しゃく減量が 5%以下であること。</li> </ol>
	一般廃棄物(焼却残さ)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当財団の判定基準値以下であること。</li> <li>2. 熱しゃく減量が 10%以下であること。</li> </ol>
	建設発生土 (土壌環境基準に適合するもの)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当財団の判定基準値以下であること。</li> <li>2. 異物(廃棄物を含む。)を含まないこと。</li> <li>3. 水分を多量に含まないこと。</li> <li>4. 最大径がおおむね 50cm以下であること。</li> </ol>
	建設発生土 (その他)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当財団の判定基準値以下であること。</li> <li>2. 土壌汚染対策法第16条に規定する汚染土壌でないこと。</li> <li>3. 異物(廃棄物を含む。)を含まないこと。</li> <li>4. 水分を多量に含まないこと。</li> <li>5. 最大径がおおむね 50cm以下であること。</li> </ol>
	浚せつ土砂	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当財団の判定基準値以下であること。</li> <li>2. 異物(廃棄物を含む。)を含まないこと。</li> </ol>

注 1) 廃プラスチック類(溶融固化物を除く。)、ゴムくず、がれき類及びガラスくずで、浮くものは当分の間受入を行いません。

注 2) 石綿含有廃棄物に該当する可能性のある廃棄物(スレートボード、けい酸カルシウム板、パルプセメント板、ビニル床タイル、窯業系サイディング、スラグ石膏板、押出成形セメント板、スレート波板、屋根用化粧スレート、セメント円筒、断熱材、保温材、クラッチフェーシング、クラッチライニング、ブレーキライニング、ブレーキパッドなど)の搬入を希望される場合は、それらが石綿含有廃棄物に該当しないことを証する書面を提出してください。

表2 衣浦港3号地廃棄物最終処分場判定基準

項目	判断基準	摘要							
		燃え殻	無機性汚泥	(自動車等破砕物) (注4)	(溶融固化物) (注4)	プラスチック類	鉛さい	ダスト類	第十三号廃棄物
水素イオン濃度(注3)	検液のpHが著しく高くないこと 又は著しく低くないこと	○	○	○	○	○	○	○	○
アルキル水銀化合物	検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○	○
水銀又はその化合物	0.005mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○
カドミウム又はその化合物	0.09mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○
鉛又はその化合物	0.3mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○
有機りん化合物	1mg/L以下	/	○	○	○	/	/	○	
六価クロム化合物	0.5mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	
ひ素又はその化合物	0.3mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	
シアン化合物	1mg/L以下	/	○	○	○	/	/	○	
PCB	0.003mg/L以下	○	○	○	○	/	○	○	
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	/	○	○	○	/	/	○	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	/	○	○	○	/	/	○	
ジクロロメタン	0.2mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○	
四塩化炭素	0.02mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○	
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	/	○	○	○	/	/	○	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○	
1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.02mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○	
チウラム	0.06mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○	
シマジン(CAT)	0.03mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○	
チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	0.2mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○	
ベンゼン	0.1mg/L以下	/	○	/	○	/	/	○	
セレン又はその化合物	0.3mg/L以下	○	○	/	○	○	○	○	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	○(注10)	○(注10)	/	/	/	○(注10)	○(注11)	
ダイオキシン類(注5~7)	3ng-TEQ/g以下	●	●	/	/	/	●	●	
熱しゃく減量(注8~9)	廃棄物の受入基準のとおり	◎	◎	/	/	/	/	/	
含水率(注8~9)	廃棄物の受入基準のとおり	/	◎	/	/	/	◎	/	

注1 ○印は、溶出試験を実施する品目。

2 溶出試験の検定方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年2月17日環境庁告示第13号)」によること。

3 水素イオン濃度の試験は産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の第一の検液で実施すること。

4 廃プラスチック類の溶出試験は、「産業廃棄物を処分するため処理したもの」の溶出試験の検定方法に準じて実施すること。

5 ●印は、ダイオキシン類の含有量の測定を実施する品目。

6 ダイオキシン類の含有量の測定方法は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成16年12月27日環境省告示第80号)」によること。

7 ダイオキシン類の含有量の測定は、廃棄物焼却炉から発生する燃え殻、ダスト類を含む物のみ実施すること。

8 ◎印は熱しゃく減量及び含水率を実施する品目。

9 熱しゃく減量及び含水率の測定方法は、「昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知の別紙2のII」によること。

10 一般廃棄物を除く。

11 産業廃棄物の燃え殻、ばいじん又は汚泥を処分するために処理したものに限る。

衣浦港3号地廃棄物最終処分場判定基準（その2）

項目	建設発生土(土壤環境基準に適合するもの)の基準	
	土壤溶出量基準(mg/L)	土壤含有量基準(mg/kg)
クロロエチレン	0.002	-
四塩化炭素	0.002	-
1,2-ジクロロエタン	0.004	-
1,1-ジクロロエチレン	0.02	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002	-
ジクロロメタン	0.02	-
テトラクロロエチレン	0.01	-
1,1,1-トリクロロエタン	1	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-
トリクロロエチレン	0.03	-
ベンゼン	0.01	-
カドミウム及びその化合物	0.01	150
六価クロム化合物	0.05	250
シアン化合物	検出されないこと	50（遊離シアン）
水銀及びその化合物	0.0005 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと	15
セレン及びその化合物	0.01	150
鉛及びその化合物	0.01	150
砒素及びその化合物	0.01	150
ふっ素及びその化合物	0.8	4,000
ほう素及びその化合物	1	4,000
シマジン	0.003	-
チオベンカルブ	0.02	-
チウラム	0.006	-
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	-
有機りん化合物	検出されないこと	-
銅又はその化合物	3	-
亜鉛又はその化合物	2	-
ベリリウム又はその化合物	2.5	-
クロム又はその化合物	2	-
ニッケル又はその化合物	1.2	-
バナジウム又はその化合物	1.5	-
有機塩素化合物	-	40
1,4-ジオキサン	0.5	-
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L	-

注1 「クロロエチレン」から「有機りん化合物」までの項目に係る溶出試験の検定方法は、「土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第18号)」によること。

2 「カドミウム及びその化合物」から「ほう素及びその化合物」までの項目に係る含有試験の検定方法は、「土壤含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第19号)」によること。

3 「銅又はその化合物」から「ダイオキシン類」までの項目に係る溶出試験等の検定方法は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年2月17日環境庁告示第14号)」によること。

衣浦港3号地廃棄物最終処分場判定基準（その3）

項 目	建設発生土(その他)の基準		浚せつ土砂	
	土壌溶出量 基準(mg/L)	土壌含有量 基準(mg/kg)	土壌溶出量 基準(mg/L)	土壌含有量 基準(mg/kg)
クロロエチレン	0.02	-	-	-
四塩化炭素	0.02	-	0.02	-
1,2-ジクロロエタン	0.04	-	0.04	-
1,1-ジクロロエチレン	0.2	-	0.2	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	-	0.4	-
1,3-ジクロロプロペン	0.02	-	0.02	-
ジクロロメタン	0.2	-	0.2	-
テトラクロロエチレン	0.1	-	0.1	-
1,1,1-トリクロロエタン	3	-	3	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	-	0.06	-
トリクロロエチレン	0.3	-	0.3	-
ベンゼン	0.1	-	0.1	-
カドミウム又はその化合物	0.1	-	0.1	-
六価クロム化合物	0.5	-	0.5	-
シアン化合物	1	-	1	-
水銀又はその化合物	0.005	-	0.005	-
アルキル水銀化合物	検出されないこと	-	検出されないこと	-
セレン又はその化合物	0.1	-	0.1	-
鉛又はその化合物	0.1	-	0.1	-
砒素又はその化合物	0.1	-	0.1	-
ふつ化物	15	-	15	-
ほう素及びその化合物	30	-	-	-
シマジン	0.03	-	0.03	-
チオベンカルブ	0.2	-	0.2	-
チウラム	0.06	-	0.06	-
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003	-	0.003	-
有機りん化合物	1	-	1	-
銅又はその化合物	3	-	3	-
亜鉛又はその化合物	2	-	2	-
ベリリウム又はその化合物	2.5	-	2.5	-
クロム又はその化合物	2	-	2	-
ニッケル又はその化合物	1.2	-	1.2	-
バナジウム又はその化合物	1.5	-	1.5	-
有機塩素化合物	-	40	-	40
1,4-ジオキサン	0.5	-	0.5	-
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L	-	10 pg-TEQ/L	-

注1 「クロロエチレン」及び「ほう素及びその化合物」を除く項目に係る溶出試験等の検定方法は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年2月17日環境庁告示第14号)」によること。

2 「クロロエチレン」及び「ほう素及びその化合物」に係る溶出試験の検定方法は、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第18号)」によること。